

事業再編又は事業参入の促進の実施に関する指針

第1 事業再編の促進の実施に関する事項

1 事業再編促進対象事業の将来の在り方

(1) 農業資材（肥料、配合飼料及び農薬）の製造事業

農業資材の製造事業については、事業再編による製造設備の合理化・高機能化等の経営基盤の強化、顧客とも連携した銘柄集約等を図り、国際競争にも対応できる高い生産性を実現し、顧客ニーズに応えた良質で低廉な商品が供給できる事業構造を確立する。

(2) 農業資材（肥料、農薬、配合飼料及び農業用機械）の卸売事業及び小売事業

農業資材の卸売事業及び小売事業については、事業再編による経営基盤の強化等を図り、販売力の強化や自動車運送事業の働き方改革等にも対応し得る流通の合理化を実現し、良質で低廉な商品を持続的に供給できる事業構造を確立する。

(3) 飲食料品の卸売事業及び小売事業

生鮮食料品卸売事業や米穀卸売事業などの飲食料品の卸売事業については、事業再編による経営基盤の強化等を図り、仕入先・販売先双方からみて価値あるサービスの提供等を通じて、農産物・飲食料品の品質・コスト等を踏まえた安定的で効率的な取引が確保される事業構造を確立する。

飲食料品の小売事業については、事業再編による経営基盤の強化等を図り、価格中心の競争から脱却して、農産物・飲食料品の品質・コスト等を踏まえた安定的で効率的な取引が確保される事業構造を確立する。

(4) 飲食料品の製造事業

小麦粉製造事業や牛乳・乳製品製造事業などの飲食料品の製造事業については、事業再編による製造設備の合理化・高機能化等の経営基盤の強化等を図り、国際競争にも対応できる高い生産性の実現や消費者ニーズに応えた商品の開発力の向上等を通じて、原料農産物の品質・コスト等を踏まえた安定的な取引が確保される事業構造を確立する。

2 目標の設定に関する事項

事業再編計画の期間は5年以内とし、その目標は（1）又は（2）に加えて（3）及び（4）の内容を事業再編計画に記載することが必要である。

(1) 良質かつ低廉な農業資材の供給に関する目標

事業再編計画に記載する「良質かつ低廉な農業資材の供給」の内容とは、例えば以下のような取組であって、農産物の生産コストの低減に資するものをいう。

- ① 既存商品の価格の引下げ
- ② 既存商品より機能性や利便性を高めた新商品の開発、生産又は販売

認定を受けようとする事業者は、当該取組が農産物の生産コストの低減にどのように資するか因果関係について記載するとともに、当該取組により達成しようとする目標について数値（新しい取組の売上高等）により設定するものとする。

(2) 農産物流通等の合理化に関する目標

事業再編計画に記載する「農産物流通等の合理化」の内容とは、例えば以下のような取組であって、農産物の販売コストの低減又は農業経営の安定・発展に資するものをいう。

- ① 販売委託料等の流通サービスに係る価格の引下げ
- ② 農産物の調達・販売方法の変更（農産物の品質、農業者の努力や創意工夫を評価した調達及び販売、農業者との直接取引又は長期契約による調達及び販売など）
- ③ 農産物の付加価値向上やその消費拡大に資する新商品の開発、生産又は販売

認定を受けようとする事業者は、当該取組が農産物の販売コストの低減又は農業経営の安定・発展にどのように資するか因果関係について記載するとともに、当該取組により達成しようとする目標について数値（新しい取組の売上高等）により設定するものとする。

(3) 生産性の向上に関する目標

生産性の向上に関する目標は、次のいずれかの指標の値（事業再編計画の対象となる事業部門単位で算出した値）が事業再編計画の終了年度において基準年度（事業再編計画の開始の直前の事業年度）における値よりも向上することとする。

- ① 減価償却費及び研究開発費を控除する前の営業利益の金額を総資産の金額で除した値
- ② 有形固定資産回転率
- ③ 施設又は設備の稼働率
- ④ 従業員一人当たり付加価値額の値
- ⑤ 上記のいずれかに相当する生産性の向上に関する他の指標の値

(4) 財務内容の健全性の向上に関する目標

財務内容の健全性の向上に関する目標は、事業再編計画の終了年度において次の①及び②の両方を満たすことを原則とし、これに加えて、当該事業者の業態の特性等の固有の事情を勘案して柔軟に判断を行うものとする。

- ① 有利子負債合計額から現金預金及び信用度の高い有価証券等の評価額並びに運転資金の額を控除した額を、留保利益の額に減価償却費及び前事業年度からの引当金増減額を加算した金額で除した値が10以下となること。
- ② 経常収入の額が経常支出の額より大きい値となること。

3 事業再編の実施方法に関する事項

(1) 保有する施設又は設備の相当程度の撤去又は廃棄

農業競争力強化支援法施行規則（平成29年農林水産省・経済産業省令第 号）第1条第1項第11号の「施設の相当程度の撤去」及び「設備の相当程度の廃棄」とは、それぞれ以下のものをいう。

① 施設の相当程度の撤去

当該撤去する施設の帳簿価額が当該撤去を行う事業者の保有する当該事業部門における全ての施設の帳簿価額の合計額の5%以上となること。

② 設備の相当程度の廃棄

当該廃棄する設備の帳簿価額が当該廃棄を行う事業者の保有する当該事業部門における全ての設備の帳簿価額の合計額の5%以上となること。

(2) 事業再編計画の円滑かつ確実な実施

事業再編計画の内容は、当該事業者の技術力等に照らして過度に実施困難なものでなく、かつ、当該事業再編計画の実施に必要な資金の調達が不可能なものでないものとする。

(3) 従業員との関係

事業再編に係る事業所における労働組合等との協議により十分に話し合いを行い、かつ、事業再編計画の実施に際して雇用の安定等に十分な配慮を行うこととする。

4 その他事業再編に関する重要事項

事業再編計画の認定に際しては、上記のほか、次の要件に合致していることが必要である。

(1) 適正な競争の確保

事業再編計画を実施することに伴い、申請を行う事業者の営む事業と同一の事業分野に属する事業を営む他の事業者の活動を困難にさせるおそれのあるものその他の当該事業分野に属する事業を営む他の事業者との間の適正な競争を阻害することとなるものでないこと。

(2) 一般消費者及び他の事業者の利益

事業再編計画を実施することに伴い、当該事業者が生産、販売若しくは提供する商品又は提供する役務の価格の不当な引上げ等が誘発されることその他の一般消費者及び他の事業者の利益を不当に害するおそれが生ずるものでないこと。

第2 事業参入の促進の実施に関する事項

1 事業参入促進対象事業の将来の在り方

(1) 農業用機械製造事業（農業用機械に係る部品製造事業を含む。）

農業用機械については、より低廉で必要十分な機能と耐久性を備えた農業用機械・部品、新技術を活用した画期的な商品開発等を促進していくことが必要であるため、機械製造企業、ベンチャー企業等の事業参入を促し、農業者のニーズに応えた農業用機械の開発競争等が行われる事業構造を確立する。

(2) 農業用ソフトウェア作成事業

農業用ソフトウェアについては、ICTやロボット技術、AI等の先端技術を活用した農業の実現に資するよう、より低廉で画期的な商品開発等を促進していくことが必要であるため、ベンチャー企業等の事業参入を促し、農業者のニーズに応えた農業用ソフトウェアの開発競争等が行われる事業構造を確立する。

(3) 農業用機械の利用促進に資する事業

農業用機械の賃貸、農業用機械を用いた農作業請負等の農業用機械の利用促進に資する事業については、農業現場において農作業を効率化する農業用機械を低価格で活用できる環境を整備していくことが必要であるため、ベンチャー企業等の事業参入を促し、農業者のニーズに応えた農業用機械の供給が行われる事業構造を確立する。

(4) 種苗の生産卸売事業

種苗については、国家戦略物資として我が国における官民の総力を挙げた開発・生産体制を強化することが必要であるため、化学・食品企業、ベンチャー企業等の事業参入を促し、稲、麦類及び大豆の種子を含め、農業者、実需者及び消費者のニーズに対応した種苗の開発競争等が行われる事業構造を確立する。

2 目標の設定に関する事項（良質かつ低廉な農業資材の供給に関する目標）

(1) 事業参入計画の期間は5年以内とする。

(2) 事業参入計画に記載する「良質かつ低廉な農業資材の供給」の内容とは、例えば以下のよう な取組であって、農産物の生産コストの低減に資するものをいう。

- ① 価格、機能又は利便性において一般的な商品と比べて優れた商品の開発、生産又は販売
- ② 他の事業者が取り扱っていない新たな商品の開発、生産又は販売

認定を受けようとする事業者は、当該取組が農産物の生産コストの低減にどのように資するかの因果関係について記載するとともに、当該取組により達成しようとする目標について数値（新商品の売上高等）により設定するものとする。

3 事業参入の実施方法に関する事項（事業参入計画の円滑かつ確実な実施）

事業参入計画の内容は、当該事業者の技術力等に照らして過度に実施困難なものでなく、かつ、当該事業参入計画の実施に必要な資金の調達が不可能なものでないものとする。

4 その他事業参入に関する重要事項

事業参入計画の認定に際しては、上記のほか、事業参入計画を実施することに伴い、申請を行う事業者の営む事業と同一の事業分野に属する事業を営む他の事業者の活動を困難にさせるおそれのあるものその他の当該事業分野に属する事業を営む他の事業者との間の適正な競争を阻害することとなるものでないことが必要である。

(備考)

この告示における各種目標等における項目の計算方法は、次のとおりとする。

(1) 第1の2(3)の各項目の計算方法

ア 第1の2(3)①の「減価償却費」

「減価償却費」は、過去の実績や今後の設備投資計画に基づき、その予想額を計算する(第1の2(4)①の「減価償却費」も同様とする。)。

イ 第1の2(3)②の「有形固定資産回転率」

$$\text{有形固定資産回転率} = \frac{\text{売上高}}{\text{有形固定資産の帳簿価額}}$$

ウ 第1の2(3)③の「稼働率」

$$\text{稼働率} = \frac{\text{年間製造数量}}{\text{年間製造可能数量 (1日当たりの製造可能数量} \times \text{年間操業日数)}}$$

エ 第1の2(3)④の「付加価値額」

付加価値額＝営業利益＋人件費＋減価償却費

(2) 第1の2(4)①の各項目の計算方法

ア 「有利子負債」

有利子負債＝借入金＋社債＋リース債務

イ 「信用度の高い有価証券等」

(ア) 「信用度の高い有価証券等」に該当する資産

- ① 国債及び地方債
- ② 政府保証債(その元本の償還及び利息の支払について政府が保証する債券)
- ③ 特殊債(政府保証債を除く公庫等の特殊法人、独立行政法人及び政府出資のある会社の発行する債券)
- ④ 金融債
- ⑤ 格付機関による直近の格付符号が「BBB」相当以上の債券を発行している会社の発行する全ての債券及び株式(日本国外において発行されているものを含む。)
- ⑥ 証券取引所上場銘柄の事業債を発行している会社の発行する全ての事業債及び店頭基準気配銘柄に選定されている事業債
- ⑦ 証券取引所上場株式及び店頭公開株式並びに証券取引所上場会社の発行している非上場株式
- ⑧ 外国証券取引所又は国内証券取引所の上場会社の発行する全ての株式及び上場債券発行会社の発行する全ての債券(日本国外において発行されているものを含む。)
- ⑨ 外国又は国内のいずれかにおいて店頭気配銘柄に選定されている債券
- ⑩ 日本国が加盟している条約に基づく国際機関又は日本国と国交のある政府若しくはこれに準ずるもの(州政府等)及びこれらの地方公共団体の発行する債券
- ⑪ 日本国と国交のある政府によって営業免許等を受けた金融機関の発行する株式及び債券
- ⑫ その他主務官庁がこれらに準ずるものとした資産

ただし、⑤から⑪までに該当する債券又は株式であっても、当該債券又は株式が日本国外で発行された場合においては、その国の経済状況、当該債券又は株式の発行会社の財務内容、事業債の内容等について検討した結果、安全性に問題があると認められる場合(例えば、日本国外において発行された債券の発行地の政府が、当該債券についてデフォルトを行った場合等)は、「信用度の高い有価証券等」に該当する有価証券としない場合がある。

また、客観的・合理的な評価方法で時価を算出できない場合においては、「信用度の高い有価証券等」に該当する有価証券とはしないものとする。

(イ) 評価額の計算方法

(ア) ①から⑫までに掲げた資産の評価額の計算方法は、次の①から⑤までに掲げる資産の種類ごとに、

それぞれに定める方法とする。

- ① 国債 時価評価額に95パーセントを乗ずること。
- ② 政府保証債 時価評価額に90パーセントを乗ずること。
- ③ 株式 時価評価額に70パーセントを乗ずること。
- ④ その他の債券 時価評価額に85パーセントを乗ずること。
- ⑤ (ア)⑫に掲げる資産 主務官庁の判断する方法によること。

ウ 「運転資金」

運転資金＝売上債権＋棚卸資産－仕入債務

ただし、売上債権中の回収不能額、棚卸資産中の不良在庫等は控除するものとする。

また、金融業、商社等においては、営業行為そのものである貸付債権及び投資債権（延滞債権及び返済猶予、利息減免等の条件変更債権並びに倒産事業者等への債権等の回収可能性の低い債権を除く。）を、売上債権に準ずるものとみなす。

エ 「留保利益」

留保利益＝経常利益－法人税等－社外流出

なお、留保利益の計算に当たっては、次の（ア）及び（イ）に留意する。

- （ア）「法人税等」とは、経常利益に対する法人税、住民税及び法人事業税をいい、その予想額の計算に当たっては、経常利益に法人税、住民税及び法人事業税の実効税率を乗じて計算することができる。
- （イ）「社外流出」とは、配当等をいい、その予想額の計算に当たっては、計画申請時の予想数値を用いることとする。

オ 「引当金」

第1の2（4）①の「引当金」の計算については、次に掲げる引当金は含まないものとする。

- （ア）賞与引当金
- （イ）退職給付引当金
- （ウ）特別損益の部において繰入れ又は取崩しが行われる引当金

（3）第1の2（4）②の各項目の計算方法

ア 「経常収入」

経常収入＝売上高＋営業外収益－売上債権増加＋前受金増加＋前受収益増加－未収入金増加－未収収益増加

イ 「経常支出」

経常支出＝売上原価＋販売費及び一般管理費＋営業外費用＋棚卸資産増加－仕入債務増加－減価償却費＋前渡金増加＋前払費用増加－貸倒引当金増加－未払金増加（未払い税金を含む。）－未払費用増加－引当金増加（特別損益の部において繰入れ又は取崩しが行われる引当金を除く。）

なお、ア及びイの項目中「増加」と記載されているものについては、前事業年度末から当該事業年度末にかけての当該項目の増加額（減少した場合には、当該減少額に－1を乗じた額）とする。